

〔解 説〕

1) 適切である

国民年金に任意加入したが未納となっている期間のうち、20 歳以上 60 歳未満の期間は合算対象期間に該当しますが、60 歳以降の期間については合算対象期間に該当しないため、受給資格期間としてみなすことはできません。

2) 不適切である。

国民年金の保険料を 4 分の 1 免除された期間に係る老齢基礎年金の額は、保険料を全額納付した場合の 8 分の 7※です。

※2009（平成 21）年 3 月分までの 4 分の 1 免除期間の反映割合は 6 分の 5 です。

3) 不適切である。

受給権者の厚生年金保険の被保険者期間が 240 月（20 年）以上あることが、老齢厚生年金の加給年金額の加算における被保険者期間の要件となります。

4) 不適切である。

2022（令和 4）年 4 月より、在職定時改定制度が導入され、在職中（被保険者）であっても、毎年年金額が再計算されることとなりました。具体的には、65 歳以上 70 歳未満の老齢厚生年金の受給権者が、毎年 9 月 1 日において厚生年金保険の被保険者である場合は、前年 9 月から当年 8 月までの被保険者期間を含めて老齢厚生年金の額が再計算されます。

老齢年金は公的年金の給付の中でも中心となるものであり、試験でも必ず出題されていますので、受給要件や年金額の計算方法など項目別に知識の整理を行うと良いでしょう。